# 島田市立初倉中学校 令和7年度いじめ防止基本方針



「いじめはどの生徒にもどの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」との認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け「静岡県いじめ防止・対応マニュアル」に基づき、「いじめをしない させない ゆるさない!」学校づくりに取り組む。いじめは教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であるという視点をもち指導を行う。また、「自分とは違う」という感覚から生まれやすい差別や偏見を防ぐ視点をもち、いじめにつながることがないよう指導を行う。

#### 【保護者・地域との連携】

- 〇学校におけるいじめへの対処方針や指導計画 等を公表し、保護者や地域の理解を得る。
- 〇いじめ防止の重要性の認識を広めると共に、学校通信や懇談会などを通して、家庭や地域との 緊密な連携協力を図る。

# 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- ○校内研修や職員会議で、いじめの態様や特質、原因・ 背景、具体的な指導上の留意点などについて職員間 の共通理解を図る。
- ○いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、 事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する 態勢を確立する。

# 【関係機関等との連携】

- ○生徒のあらわれについて、スクールソーシャル ワーカーやスクールカウンセラーと隔週で情報交換を行う。気になる生徒については面談や 家庭訪問をしていただく。
- 〇必要に応じて、チャレンジ教室や児童相談所等 と連絡を取り合う。

いじめ対策委員会

校長, 教頭, 生徒指導主事, 教務主任, 学年主任, 養護教諭, 必要に応じて PTA 会長, スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー

# 全教職員

#### 【未然防止】

# <u>〇生徒が主体的に学校生活を送れる</u> よう選択、決定の機会を増やす。

- 〇学活で、いじめの定義を生徒に共 通認識させる授業を行う。
- 〇日常の教育活動を通じ、教師と生 徒、生徒間の好ましい人間関係の 醸成に努める。
- ○教職員の気づかないところで陰湿 ないじめが続いていることも少な くないことを認識し、十分に注意 を払い指導に当たる。
- 〇職員の言動が生徒に大きな影響力 をもつことを十分に認識し、生徒 を傷つけたり、いじめを助長した りしない。

# 【早期発見】

- ○生活アンケートやアセスアンケートをタイムリーに実施し、それを学級担任、学年職員、生徒指導主事、管理職等複数の職員で目を通し、対応を協議する。
- ○隔週で、各学年生活指導担当教員、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学校教育支援員、SSW、SCで生徒指導部会を実施し、いじめや気になる生徒について情報交換し指導に役立てる。
- 〇いじめや生徒トラブルについては「第 一報」等で全職員に周知し、見守り体 制を整える。また、生徒指導部会で話 題に上がった内容についても、全職員 に情報共有する。
- ○生徒の悩みや相談を積極的に受けと めることができるように相談態勢を 整える。

# 【早期対応】

- 〇いじめが発生した際には、学級担任 だけが抱え込むことなく学校全体で 組織的に対応する。
- ○事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく保護者や友人関係等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。なお、把握した生徒の個人情報については、その取り扱いを十分注意する。
- 〇いじめを把握した場合、速やかに保 護者及び教育委員会に報告し、適切 な連携を図る。

#### 【継続支援・重大事態への対応】

- ○重大事態が発生した旨を教育委員 会に速やかに報告し、適切な連携 を図る。
- ○校長のリーダーシップの下、教職 員間の緊密な情報交換や共通理解 を図り、一致協力して対応する。
- 〇いじめられる生徒やいじめを行う 生徒に対しては、必要があれば弾 力的措置を講じる。
- 〇いじめが解決したとみられる場合 でも、継続して十分な注意を払い、 折に触れて必要な指導を行う。